

## 学力検査における個人情報(学力検査の得点)の簡易開示について

受検者は、令和8年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜学力検査(以下「学力検査」という。)における教科別得点及び合計得点の開示を、開示請求等の特例による開示(以下「簡易開示」という。)により申し出ることができます。学力検査における簡易開示を希望する場合、次の**1～3**に従って請求してください。

なお、学力検査における簡易開示は、学力検査の受検者本人からの口頭による申出を受けて、受検者本人に対して口頭により伝達します。

### 1 学力検査における簡易開示の申出を行うことができる期間及び時間

令和8年3月13日から4月14日まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 午前8時30分から午後4時30分まで

### 2 学力検査における簡易開示の申出方法

学力検査の受検者本人が口頭で本校事務室に簡易開示を申し出てください。

なお、郵送、電話、ファクシミリ又は電子メールによる申出は、本人の確認が十分でないため、認めません。

### 3 学力検査における簡易開示の申出の必要書類

簡易開示の申出には受検者本人であることを証明する次の①と②の両方の提示が必要です。

- ① 学力検査の受検票(本人の写真が貼付されていること)
- ② 中学校の生徒手帳 (入学式以降は本校の学生証)